

滝沢市重層の支援体制整備事業実施計画

令和7年3月

岩手県 滝沢市

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	背景・趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
第2章	重層的支援体制整備事業の概要	3
1	重層的支援体制整備事業の理念	3
2	重層的支援体制整備事業の目的	3
第3章	重層的支援体制整備事業の実施内容	4
1	包括的相談支援事業	4
2	参加支援事業	5
3	地域づくり事業	6
4	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	7
5	多機関協働事業	8
第4章	各種会議	9
1	重層的支援会議	9
2	支援会議	9
3	滝沢市重層的支援体制整備事業推進会議	9
4	滝沢市地域福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議	9
第5章	計画の評価	10
資料編		
	滝沢市重層的支援体制整備事業イメージ図	11

第1章 計画策定にあたって

1 背景・趣旨

近年、少子高齢化・人口減少の中、社会経済の担い手の減少、個人の価値観の多様化などを背景とし、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において支え合いの基盤が弱まってきています。

また、暮らしの中での課題としては、一人暮らしの高齢者の増加や孤独死、「8050問題」、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、子育て家庭の孤立、児童虐待等の課題が複合化し、解決が困難な課題が多くなってきています。

これまでの介護、障がい、子ども・子育て等、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは解決が困難なケースも増加しており、制度の狭間を埋める他分野連携の仕組みづくりが必要となってきました。

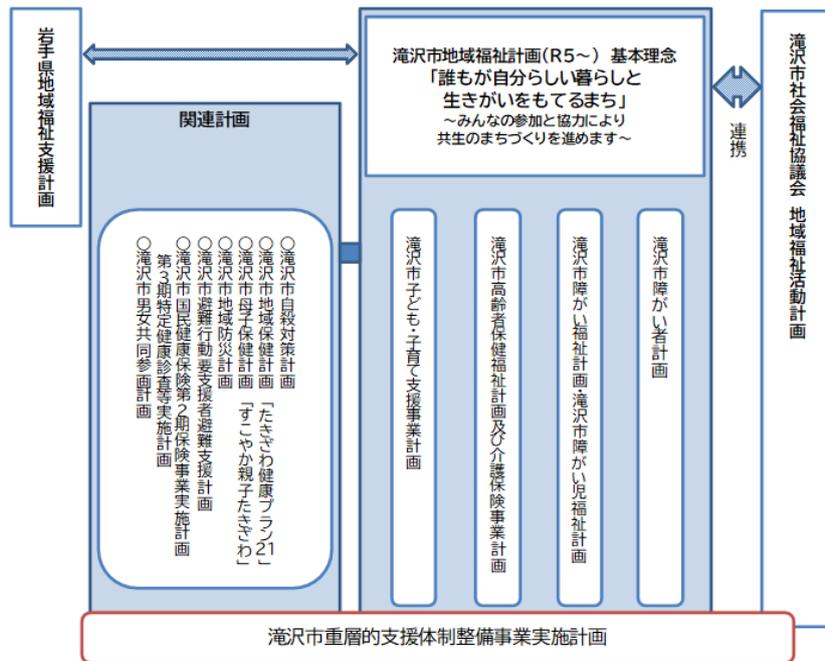
本市では、平成27年度に第一次滝沢市地域福祉計画を策定し、令和4年度に内容を見直し、「誰もが自分らしい暮らしと生きがいをもてるまち～みんなの参加と協力により共生のまちづくりを進めます～」を基本理念に、第2次滝沢市地域福祉計画を策定しました。その計画に基づき、包括的支援体制整備に向け、令和5年度より重層的支援体制整備事業について協議・検討を行い、令和6年度の移行準備事業の実施を経て、令和7年度より本格的に事業を開始します。

この滝沢市重層的支援体制整備事業実施計画は、適切かつ効果的に重層的支援体制整備事業を実施するため定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層事業を適切かつ効果的に実施するために策定するものです。第2次滝沢市地域福祉計画や介護、障がい、子ども等の各個別計画と調和がとれた内容としています。

【各種計画との関係イメージ】



3 計画の期間

本計画は、計画期間を令和7年度から令和13年度までとします。

なお、第2次滝沢市地域福祉計画は令和9年度に見直しの予定であることから、本計画についても同様に見直しの必要性を検討します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
地域福祉計画	第2次								
障がい者計画	第2次						第3次		
障がい福祉・障がい児福祉計画	第6期 第2期	第7期 第3期		第8期 第4期		第9期 第5期			
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第8期	第9期		第10期		第11期			
子ども・子育て支援事業計画	第2期		第3期				第4期		
重層的支援体制整備事業実施計画	第2次								

※ 実線は策定済み及び策定中、点線は策定予定

第2章 重層的支援体制整備事業の概要

1 重層的支援体制整備事業の理念

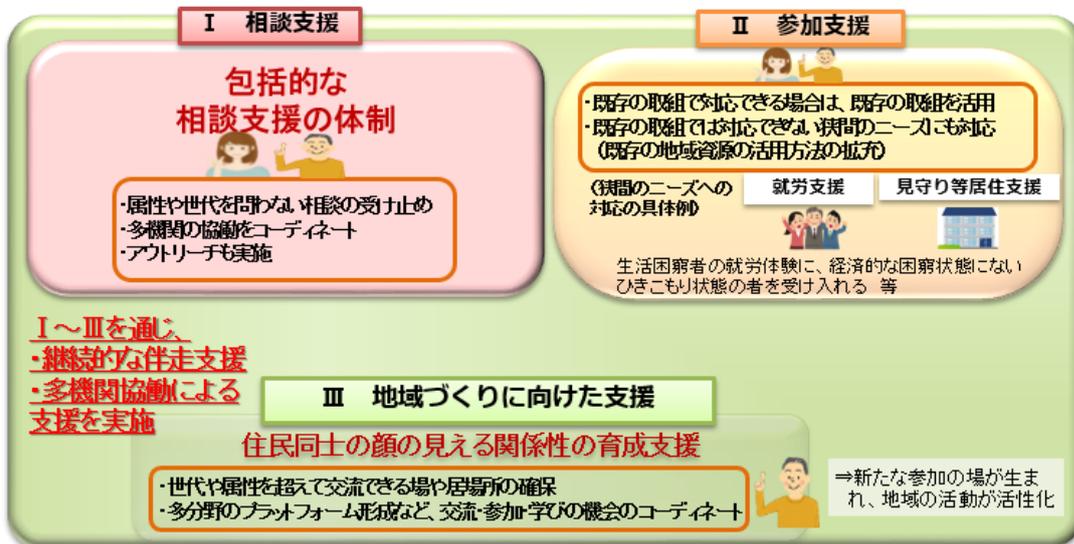
地域共生社会の実現に向けて、令和2年に社会福祉法が改正され、属性（障がい、高齢者など）を超えた包括的な支援体制の整備が市町村の努力義務となり、その支援の方策の一つとして「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

この「重層的支援体制整備事業」は、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する包括的支援体制を整備し、重層的なセーフティネットの構築を目指すものになります。

構築にあたっては、市、関係機関及び市民が協働して、共通意識の醸成を図りながら、取り組むものになります。本市においても、この事業への取組を通じて、部局横断的な連携体制を強化し、地域共生社会の実現を目指していきます。

2 重層的支援体制整備事業の目的

これまでの介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮等、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは解決が困難な支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的なセーフティネットの強化を目指すものであり、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業を展開します。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
(ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
(イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

※ 「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」より

第3章 重層的支援体制整備事業の実施内容

1 包括的相談支援事業

(1) 事業概要

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援について、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行い、必要に応じて他の機関につなぐ支援を行います。

(2) 事業実施体制

分野	対象となる事業	実施主体	所在地
介護	地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号まで）	滝沢市地域包括支援センター（市直営）	市役所内
		松実会地域包括支援センター（社会福祉法人松実会）	巣子
		滝沢南地域包括支援センター（ゆうゆい株式会社）	大釜
障がい	障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第3号）	滝沢市基幹相談支援センター（市直営）	市役所内
		相談支援事業所「みたけ」（社会福祉法人岩手県社会福祉事業団）	穴口
		地域生活支援センター滝沢（社会福祉法人みやま会）	鶯飼
		指定特定相談支援事業所みのりホーム（社会福祉法人やまゆり会）	巣子
子ども	利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）第59条第1号）	滝沢市子ども家庭センター（市直営）	市役所内
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項）	滝沢市生活福祉課（市直営）	市役所内
		滝沢市社会福祉協議会（社会福祉法人滝沢市社会福祉協議会）	鶯飼

(3) 取組の方向性

事業者間による情報共有等の機会を設け、顔の見える関係を構築し、効果的な支援が可能となるよう体制整備に努めます。また、複雑化・複合化した支援ニーズを抱える方が相談窓口につながるよう、周知啓発に取り組みます。

2 参加支援事業

(1) 事業概要

既存の社会参加支援に向けた事業では対応が難しい方に対し、ニーズを踏まえ、地域の社会資源とのマッチングを行うほか、社会資源の開拓や拡充により、多様な支援メニュー作りを行います。

(2) 事業実施体制

対象となる事業	実施主体	実施内容
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第2号)	滝沢市地域福祉課	地域の社会資源等とのコーディネートをし、マッチングを行います。また、マッチング後のフォローアップを行い、社会とのつながりに向けた支援を行います。

(3) 取組の方向性

必要とする方を既存支援につなげるマッチングを行うほか、福祉部門以外の社会資源も含め、新たな参加支援事業の場を開拓し、社会とのつながりを持てる場の確保に努めます。

(今後必要に応じ考えられるメニューの例)

- 軽作業体験や料理実習等を行う居場所づくり。
- 就労継続支援事業所等での軽作業を通じた外出・体験の機会づくり。

3 地域づくり事業

(1) 事業概要

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて地域住民が交流できる場や居場所の確保を進めます。また、交流、参加、学びの機会を生み出すための様々な地域活動の取組について、コーディネートを行います。

(2) 事業実施体制

分野	対象となる事業	実施主体	実施内容
介護	一般介護予防事業 (介護保険法第115条の45 第1項第2号のうち地域介護予防活動支援事業)	滝沢市社会福祉協議会	睦大学運営
		自治会等	いきいきサロン事業 ※R5 時点：27か所
	生活支援体制整備事業(介護保険法第115条の45 第2項第5号)	滝沢市地域包括支援センター 滝沢市社会福祉協議会	第1層生活支援コーディネーター 第2層生活支援コーディネーター
障がい	地域活動支援センター事業(障害者総合支援法第77条第1項第9号)	滝沢市地域福祉課	委託事業所13か所創作的活動又は生産活動の機会を提供 (I型：1か所、II型：10か所、III型：2か所)
子ども	地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法第59条第9号)	滝沢市内保育園等	子育て支援センター市内4か所において、子育ての情報提供、育児相談を実施。

生活 困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱(生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(平成27年7月27日社援発07 27 第2号))に定める事業)	滝沢市社会福祉協議会	(R7～実施予定)
----------	--	------------	-----------

(3) 取組の方向性

分野別の地域づくり事業を継続しつつ、世代や属性を超えて地域住民同士が交流できるよう、多様な主体・社会資源とともに、地域づくりを推進します。

4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(1) 事業概要

複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けるための支援を行います。

(2) 事業実施体制

対象となる事業	実施主体	実施内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	滝沢市地域福祉課	ひきこもり等の方に対し、家庭訪問による支援等を丁寧に行うことで信頼関係を構築します。その後は、必要な支援等について本人とともに検討し、適切な関係機関等につなぎます。

(3) 取組の方向性

対象者の早期把握に向け、各相談機関や地域関係者と連携強化を推進します。参加支援事業と一体的に実施し、必要な支援等の検討から新たな社会資源の開拓につなげます。

5 多機関協働事業

(1) 事業概要

複雑化、複合化した支援ニーズを有し、解決が困難なケースについて、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性についての調整を行います。

また、単独の支援機関では対応が難しいケースについては、重層的支援会議や支援会議（社会福祉法第106条の6に規定される支援会議）を開催し、情報共有や支援プランの作成、評価などを行います。

(2) 実施機関

対象となる事業	実施主体
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	滝沢市地域福祉課

(3) 取組の方向性

関係機関との連携や関係性の構築が必要な事業であるため、事業実施のみならず、会議や研修を通じて顔の見える関係づくりを行う等、連携強化に向けた取組を推進します。

第4章 各種会議

1 重層的支援会議

実施時期：随時実施（個別案件ごとに実施）

構成員：関係課、必要な支援関係機関

事務局：地域福祉課

内容：本人から個人情報の共有にかかる同意を得たケースについて、情報共有や役割分担の協議のほか、支援プランの作成・適切性についての協議、終結時の評価等を行います。

2 支援会議

実施時期：随時実施（個別案件ごとに実施）

構成員：関係課、必要な支援関係機関

事務局：地域福祉課

内容：本人から個人情報の共有にかかる同意を得られていないケースについて、支援関係機関間で情報共有や支援体制の検討を行います。支援会議は、社会福祉法第106条の6に基づき守秘義務を課すことで、会議の出席者同士が安心して本人やその世帯の個人情報の共有等を行うことが可能です。

3 滝沢市重層的支援体制整備事業推進会議

実施時期：年2回程度（上半期、下半期に1回ずつ）

構成員：地域福祉課、包括的相談支援事業実施事業所等

事務局：地域福祉課

内容：重層的支援体制整備事業全体の実施状況の評価や各事業の取組内容及び課題の共有等を行います。

4 滝沢市地域福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議

実施時期：必要に応じて開催

構成員：設置規定第3条に規定されるメンバー等

事務局：地域福祉課

内容：滝沢市地域福祉計画の策定、見直し及び推進を円滑かつ効果的に推進していくための協議を行います。

また、必要に応じてワーキンググループを組織し、業務を担当するうえで必要となる事項の確認・協議を行います。

第5章 計画の評価

本計画の評価にあたっては、滝沢市重層的支援体制整備事業推進会議及び地域福祉計画策定推進プロジェクトチーム会議等を活用し、PDCAサイクルにより、取組の方向性の確認や必要な見直しを行い、本計画の推進を図ります。